

## 北海道立都市公園の概要 (北海道立ゆめの森公園)

### 1 ゆめの森公園の概要

#### (1) 事業経緯等

- ① 北海道立ゆめの森公園は、「北海道緑のマスタープラン」に基づく6番目の道立広域公園として、平成5年2月に道立公園の適地として認められ、平成6年3月に基本構想が策定され、整備が進められた。
- ・都市計画決定… 平成7年3月3日
  - ・事業着手 … 平成7年度～
  - ・一部供用開始（ビジターセンター、パークゴルフ場など）… 平成12年7月22日
  - ・全面供用開始 … 平成13年7月22日
- ② 北海道立ゆめの森公園は、“道東・根室圏の厳しい冬でも快適なレクリエーション空間を”との地域住民の声を基に、コンセプトを『恵み豊かな大地に浮かぶアミューズングランド』として設置され、四季を通じて、遊び・学び・人と自然にふれあえる公園を目指しています。

#### (2) 施設概要

道立ゆめの森公園の管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1	所在地	標津郡中標津町
2	設置目的	広域公園
3	施設内容	
	(1) 総面積	54.2ha（うち指定管理者管理面積54.2ha）
	(2) 施設	
	ア 園路及び広場	園路（自然観察路、橋梁含む）、広場（イベント広場、多目的芝生広場）等
	イ 修景施設	植栽、芝生、花壇（コスモス畑 等）、噴水、池（いかだの沼）、まきばの丘 等
	ウ 休養施設	四阿、ベンチ、デイキャンプ場、バーベキューハウス 等
	エ 遊戯施設	ビジターセンター（RC造2,861㎡、アリーナ屋内遊具） ぶらんこ、滑り台、シーソー、徒渉池、スプリング遊具、大型遊具（ユニバーサル遊具、トランポリン、トロッコ、ホールドクライミング、いかだの沼、ローラーライダー 等）
	オ 運動施設	パークゴルフ場（国際パークゴルフ協会公認コース～4コース36ホール、ファミリーコース～1コース9ホール）、 多目的芝生広場（サッカー等） 等
	カ 教養施設	なし
	キ 便益施設	駐車場、便所、水飲み台、時計台、車止め 等
	ク 管理施設	ビジターセンター（事務室、会議室、倉庫、ボイラー室 等）、サービスステーション、複合倉庫、門扉、掲揚ポール、柵、標識、掲示板、照明施設、護岸、電線管路、電気設備、機械設備、給水設備、上下水道管、排水施設（暗渠、排水路等） 等

(3) ゆめの森公園全体平面図



(4) 備品一覧  
別添1-4-1のとおり

2 ゆめの森公園利用実績

(金額単位：千円)

区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般園地等無料施設利用	利用者数(人)	169,780	175,092	89,457
パークゴルフ場	利用者数(人)	9,938	10,182	9,002
	うち減免等(人)	536	436	339
	収入	2,739	2,815	2,492

3 ゆめの森公園現行利用料金一覧表

◆条例上限額

別表第5(第12条の2関係)

1 パークゴルフ場を利用する場合

区	分	利用料金の上限額
パークゴルフ場	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者	1人1日につき 770円

2 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

区	分	利用料金の上限額
クラブ		1本1日につき 270円

◆利用料金承認額（平成30年 3月30日承認）

[受託者の名称]  
株式会社 中標津都市施設管理センター  
[利用料金の額]

区 分	利用料金の額	備 考
パークゴルフ場を利用する場合	1人1日につき 310円 6回券 1,550円	発行日の翌年度まで有効とする。
パークゴルフ場内の設備を利用する場合 クラブ	1本1日につき 100円	

◆利用料金の減免基準及び運用

北海道立ゆめの森公園管理規則

(利用料金の減免の基準)

第5条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金を免除することができることとする。
- ア 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
  - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
  - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
  - カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
  - キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
  - ク その他知事がアからキまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。 ※

※「知事が特別な理由があると認める場合」の運用について

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行う場合で次の視点から減免が妥当と認められるもの。ただし、適用にあたっては、事前に設置者と協議すること。

<視点>

- ① 本道の活性化やイメージアップにつながるもの
- ② 本道の観光、生活、文化、芸術の振興を目的とするもの
- ③ 都市公園の設置目的にかなったもの
- ④ その他北海道及び道民全体にとって共通の利益享受となるなど公益性を有しているもの

<参考>

「庁舎及び敷地内で開催される各種イベント事業等に係る使用許可の取り扱いについて」（平成17年10月3日付け管財第875号（総務部管財課長）通知）（抜粋）

(2) 使用許可を必要としない場合

道が主催、又は、道と他の団体との共催で事業を行うとき。共催で事業を実施する場合は、道の事務事業の内容及び共催者との役割分担が明確になっていること。

4 ゆめの森公園（使用料）利用料金収入実績

施 設	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込み)
パークゴルフ場	円	2,738,790	2,814,670	2,492,060	3,068,000
1日券	円	1,377,640	1,332,070	1,263,560	1,515,000
回数券	円	1,300,450	1,432,200	1,199,700	1,500,000
クラブ利用料	円	60,700	50,400	28,800	53,000

5 管理運営経費の推移

(1) 管理運営経費の推移

(単位：千円、人)

区 分	H30年度 (決算)	R 元年度 (決算)	R 2年度 (決算)	R 3年度 (予算)	主な内訳・数量
受託者負担					
利用料金	2,739	2,815	2,492	3,068	
その他	241	199	25	180	
道負担					
負担金	58,750	58,385	59,485	58,730	
修繕費	22,108	125,829	41,096	46,000	(3) 表のとおり

管理運営費	人件費	11,746	11,976	12,377	12,919	
	維持管理費	8,028	7,041	5,983	5,969	
	光熱水費	5,512	4,808	4,009	4,969	
	修繕費	2,516	2,233	1,974	1,000	(3) 表のとおり
	事業費	241	199	25	180	
	自主事業	241	199	25	180	
その他	41,307	41,775	43,362	42,910	※その他管理運営に係る経費	
職員体制	常勤	4	4	4	3	
	臨時職員	7	8	6	7	

(2) 資産の状況

(千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用 (内訳等)
土地	719,162	452,480	
建物	88,200	38,875	パークゴルフクラブハウス
	1,173,334	425,611	ビジターセンター
	35,260	12,508	コスモス畑サービスステーション
	28,999	10,491	多目的芝生広場サービスステーション
	36,875	12,954	デイキャンプ場サービスステーション
	33,789	5,884	冒険の森サービスステーション
	30,433	8,775	複合倉庫
	28,744	10,984	あそびの森サービスステーション
	1,433	162	木造倉庫
	15,897	6,075	冒険の森サービスステーションB
工作物	1,137,166	319,108	工作物 (橋梁 ほかに149件)

(3) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額 (千円)	備考
H30年度	指定管理者	ボイラー、遊具 等	2,516	
	道	遊具、園路(木橋) 等	22,108	道が発注
R元年度	指定管理者	芝刈機、ビジターセンター(ドア) 等	2,233	
	道	遊具 等	125,829	道が発注
R2年度	指定管理者	トロッコ、遊具 等	1,974	
	道	遊具、園路(木橋)、電気設備 等	41,096	道が発注
R3年度	指定管理者	遊具 等	1,000	
	道	自然学習路、ビジターセンター 等	46,000	道が発注

6 実施事業の概要

(1) 指定管理業務 (設備維持費)

- ① 施設の維持管理 (樹木・草花・芝管理、警備、清掃、施設設備保守点検、修繕業務、遊具点検等)
- ② 有料施設 (パークゴルフ場) の利用承認、受付・案内業務
- ③ 施設の利用促進 (新聞・情報誌・HP等での広告、宣伝等PR)  
公園事務所主催のパークゴルフ大会、パークゴルフ教室開催

(2) 【参考】 指定管理者の自主企画事業 (上記設備維持費に含まない独自事業)

絵本の読み聞かせ (幼児向け)、ブルースカイコンサート、かんじき祭り、チャリティウォーク、みそ造り教室、植栽会など

7 都市公園法第5条及び同法第6条に基づく設置許可等の状況

〔設置許可〕 都市公園法第5条関係

設置を許可した公園施設	数量	許可使用料	許可期間	許可の相手先
ドリンク・クッキーの販売ハウス、ゲスト休憩ハウス	2基 27.48㎡	6,807 円	～ R3. 11. 3	(株)中標津都市施設センター
自動販売機	15台 10.73㎡	5,150 円	～ H4. 3. 31	(株)中標津都市施設センター

〔管理許可〕 都市公園法第5条関係

管理を許可した公園施設概要	数量	許可使用料	許可期間	許可の相手先
圃場 (じゃがいも畑) 整備	屋外 1件 16,508.51㎡	0 円	～ R3. 11. 24	じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場実行委員会

〔工作物の占用許可〕 都市公園法第6条関係

占用を許可した 施設の概要	数 量	許可使用料	許可期間	許可の相手先
電 柱	7本	50,780 円	～ R13. 3. 31	北海道電力ネットワーク(株)
電 線	1,168.00m			中標津ネットワークセンター
水 道 管	965.57m	0 円	～ R13. 3. 31	中標津町
下水道管	67.47m	3,060 円	～ R8. 3. 31	根室中標津空港ビル(株)
マンホール	1.72㎡			